相続人特定と所有者不明農地に関する研修　Ⅱ　のご案内

農地制度の改正に農地の権利設定については、農地法第３条又は農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画によることとされました。

権利の更新をする際に、土地所有者が亡くなられている場合の相続人の探索や相続放棄、共有者の同意が得られない場合等、様々な問題が発生することが想定されます。

そんな時の対応や事務処理について説明します。

また、共有となっている土地の権利設定を一人の方で行っていた場合など(当時の利用権設定が適正にされていない)の今後の対応方針や方策案などもお示ししたいと考えています。

日時：令和８年12月17日（木）10：30～15：30

場所：まちづくり市民交流プラザ　南館４階　会議室Ｃ

（広島市中区袋町６番３６号）

説明者：特定非営利活動法人　がんばる農家のパートナー理事

資料代：５，０００円(現金又は後日振込)

申込期限:令和８年12月11日(金)

申込方法:当法人ホームページから申込をお願いします。

https://ganbaru-partner.com/

特定非営利活動法人　がんばる農家のパートナー
広島市西区三篠町1丁目２－24－103
問い合わせ先: info@ganbaru-partner.com
又は082-275-4611